

上山市下水道施設包括的管理等事業

実施方針

令和7年9月24日

上山市

目 次

1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1-1 事業の背景・目的	1
1-2 事業の名称	1
1-3 公共施設の管理者の名称	1
1-4 事業内容	1
(1) 事業方式.....	1
(2) 事業範囲.....	1
(3) 民間事業者の収入.....	3
1-5 事業期間	4
1-6 遵守すべき関係法令等	4
1-7 特定事業の選定方法に関する事項.....	4
(1) 特定事業の選定にあたっての考え方.....	4
(2) 選定結果の公表.....	4
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
2-1 募集及び選定方法	5
2-2 募集及び選定スケジュール	5
2-3 民間事業者の募集手続き等	5
(1) 実施方針等に関する説明会.....	5
(2) 実施方針等に関する質問及び意見等の受付.....	6
(3) 実施方針等に関する質問及び意見等の回答公表.....	6
(4) 特定事業の選定・公表.....	6
(5) 募集要項等の公表.....	6
(6) 募集要項等に関する質問及び意見等の受付.....	6
(7) 募集要項等に関する質問及び意見等の回答.....	6
(8) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出.....	6
(9) 参加資格確認結果の通知.....	7
(10) 現地確認.....	7
(11) 個別対話.....	7
(12) 提案書類の提出.....	7
2-4 応募者の構成及び参加資格要件	7
(1) 応募者の構成等.....	7
(2) 応募者共通の参加資格要件.....	8
(3) 代表企業の実績要件.....	8
(4) 応募企業、構成企業の各業務を実施する者の参加資格要件.....	9
(5) 参加資格要件の確認基準日.....	9

2-5 審査及び選定に関する事項	10
(1) 審査及び選定に関する基本的考え方	10
(2) 審査手順	10
(3) 優先交渉権者の選定	10
(4) 結果及び評価の公表方法	10
(5) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し	10
(6) 提案書類の取扱い	10
2-6 優先交渉権者選定後の手続き	11
(1) 基本協定の締結	11
(2) SPC の設立	11
(3) 優先交渉権者による事業準備行為	11
(4) 事業契約の締結	11
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
3-1 リスク分担の考え方	12
(1) リスク分担の基本的な考え方	12
(2) 本事業で想定されるリスク	12
(3) 保険	12
(4) 事業契約の締結後における民間事業者の株式の新規発行及び処分	12
3-2 対象業務におけるサービスの水準	13
3-3 当市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	13
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
4-1 本事業の所在地等	14
4-2 本事業の対象施設の概要	14
5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
6-1 民間事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	15
6-2 当市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	15
6-3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	15
6-4 金融機関又は融資団と当市との協議	16
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
7-1 法制上、税制上の措置に関する事項	17
7-2 財政上、金融上の支援に関する事項	17
7-3 その他の措置及び支援に関する事項	17
8 その他本事業の実施に関し必要な事項	18
8-1 その他本事業の実施に関し必要な事項	18
(1) 本事業において使用する言語及び通貨	18

(2) 応募に係る費用.....	18
8-2 問合せ先	18
別紙1：サービス対価の支払方法	19
(1) サービス対価の種類.....	19
(2) 支払方法.....	19
(3) サービス対価の改定.....	20
(4) プロフィットシェア.....	20
(5) 改築工事業務に関する留意事項.....	20
別紙2：リスク分担表	21
別紙3：対象処理区一般平面図	24
別紙4：対象施設概要・数量内訳	25
(1) 上山市浄水センター.....	25
(2) マンホールポンプ場(公共下水道事業).....	25
(3) 管路施設(公共下水道事業).....	26
(4) 農業集落排水処理施設.....	26
(5) 中継ポンプ場(農業集落排水事業).....	27
(6) 管路施設(農業集落排水事業).....	28
(7) 合併処理浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業施設).....	28
様式1：実施方針等に関する説明会参加申込書	36
様式2：実施方針等に関する質問及び意見書	37

1 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業の背景・目的

上山市(以下「当市」という。)における下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3事業からなっており、人口減少等に伴う収益の減少や老朽化等による施設更新費用の増大、また担い手となる職員の減少等、事業の継続に多くの課題を抱えている。

これら背景を踏まえて上山市下水道施設包括的管理等事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「民間事業者」という。)の創意工夫や経験、ノウハウ等を活用した市民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道事業の確立を図ることを目的に本事業を実施する。

1-2 事業の名称

上山市下水道施設包括的管理等事業

1-3 公共施設の管理者の名称

上山市長 山本 幸靖

1-4 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)に基づくものであり、本事業の事業方式は、性能発注・複数年契約による更新実施型の管理・更新一体マネジメント方式とする。

(2) 事業範囲

本事業は、当市上下水道課で所管している次の3事業の各施設、各業務を対象とし、附帯事業及び任意事業を含めて事業範囲とする。各事業、施設及び業務の内容、要求水準の詳細は要求水準書(案)に示す。

1) 対象事業

- ① 公共下水道事業
- ② 農業集落排水事業
- ③ 浄化槽事業

2) 対象施設

- ① 上山市浄水センター
- ② マンホールポンプ場

- ③ 公共下水道事業の管路施設
- ④ 農業集落排水処理施設
- ⑤ 中継ポンプ場
- ⑥ 農業集落排水事業の管路施設
- ⑦ 合併処理浄化槽

3) 対象業務

- ① 上山市浄水センターに関する業務
 - 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - スtockマネジメント計画作成業務
 - 改築設計業務
 - 改築工事業務
 - 耐震診断業務
 - 耐震設計業務
 - 耐震補強工事監理業務
 - その他の業務
- ② マンホールポンプ場に関する業務
 - 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - スtockマネジメント計画作成業務
 - 改築設計業務
 - 改築工事業務
- ③ 公共下水道事業の管路施設に関する業務
 - 計画的維持管理業務
 - 住民対応等業務

- 修繕業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 情報管理業務
 - スtockマネジメント計画作成業務
- ④ 農業集落排水処理施設に関する業務
- 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
 - その他の業務
- ⑤ 中継ポンプ場に関する業務
- 運転操作監視業務
 - 保守点検業務
 - 修繕業務
 - 調達管理業務
 - 情報管理業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 緊急時対応業務
- ⑥ 農業集落排水事業の管路施設に関する業務
- 計画的維持管理業務
 - 住民対応等業務
 - 修繕業務
 - 産業廃棄物等処分業務
 - 情報管理業務
- ⑦ 合併処理浄化槽に関する業務
- 浄化槽法第 11 条検査
 - 保守点検業務
 - 修繕業務

(3) 民間事業者の収入

本事業に係る費用については、当市がサービス対価として民間事業者を支払うものとし、詳細は別紙 1：サービス対価の支払方法に示す。事業の実施にあたり、ライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入するもの

する。

1-5 事業期間

本事業の事業期間は、令和 9 年 9 月 1 日から令和 19 年 8 月 31 日までとする。ただし、事業契約締結の翌日から令和 9 年 8 月 31 日までを引継ぎ期間とし、当市及び民間事業者により業務引継ぎを実施するものとする。

1-6 遵守すべき関係法令等

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令等(法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。)を遵守するものとする。詳細は要求水準書(案)に示す。

1-7 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

当市は、PFI 法等を踏まえ、当市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を PFI 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

当市は、本事業を PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を評価内容と併せて、当市ホームページにて公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、民間事業者の創意工夫等による効率的・効果的なサービスの提供を求めため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2-2 募集及び選定スケジュール

実施方針及び要求水準書(案) (以下「実施方針等」という。)の公表後のスケジュールは概ね表 2-1 のとおりである。

表 2-1 募集及び選定スケジュール(予定)

スケジュール(予定)	内容
令和7年10月	実施方針等に関する説明会
令和7年11月	実施方針等に関する質問及び意見等の受付
令和7年12月	実施方針等に関する質問及び意見等の回答
令和8年3月	特定事業の選定・公表
令和8年3月	募集要項等の公表
令和8年4月	募集要項等に関する質問及び意見等の受付
令和8年5月	募集要項等に関する質問及び意見等の回答
令和8年5月	参加表明書及び参加資格確認書類の提出
令和8年6月	参加資格確認結果の通知
令和8年6月	現地確認
令和8年7月	個別対話
令和8年9月	提案書類の提出
令和8年11月	優先交渉権者の選定・公表
令和9年1月	基本協定の締結
令和9年2月	事業契約の締結
令和9年9月	事業開始

2-3 民間事業者の募集手続き等

(1) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催する。

1) 開催日時

令和7年10月23日(木) 午後1時30分開始

2) 開催場所

上山市役所 大会議室

3) 対象者

本事業への応募に関心のある者

4) 申込方法

様式1：実施方針等に関する説明会参加申込書に必要事項を記入し、8-2に記載の問合せ先へ電子メールにより提出すること。参加者は各社2名までとする。

5) 申込期限

令和7年10月21日(火)16時30分まで

(2) 実施方針等に関する質問及び意見等の受付

実施方針等に関する質問及び意見等を次のとおり受付する。

1) 受付期間

令和7年11月7日(金)正午まで(必着)

2) 受付方法

様式2：実施方針等に関する質問及び意見書に記入の上、8-2に記載の問合せ先に電子メールにより提出すること。

(3) 実施方針等に関する質問及び意見等の回答

実施方針等に関する質問及び意見等の回答は、令和7年12月5日(金)から当市ホームページにて公表する。

(4) 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問及び意見等を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、令和8年3月に、当市ホームページにて公表する。

(5) 募集要項等の公表

実施方針等に関する質問及び意見等を踏まえ、募集要項等を公表する。

(6) 募集要項等に関する質問及び意見等の受付

募集要項等に関する質問及び意見等を受付する。詳細は募集要項等に示す。

(7) 募集要項等に関する質問及び意見等の回答

募集要項等に関する質問及び意見等の回答を行う。

(8) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書、参加資格確認書類を提出する。当該様式については、募集要項等に示す。

(9) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果を応募者に通知する。

(10) 現地確認

現地確認の実施方法に関する詳細は募集要項等に示す。

(11) 個別対話

本事業に関する応募者の理解促進等を目的として、本事業への参加資格を有する応募者に対し、当市と対面形式で質問と回答を行う対話(以下「個別対話」という。)を参加資格を有する応募者毎に実施することを予定している。実施方法については、募集要項等に示す。

(12) 提案書類の提出

本事業への参加資格を有する応募者は、提案書類を提出すること。なお、提案書類に関する詳細は募集要項等に示す。

2-4 応募者の構成及び参加資格要件

応募者の構成及び参加資格要件は以下のとおりとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)のいずれも可とする。
- ② 応募グループで応募する場合は、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)の中から代表となる企業1社(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。
- ③ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続きの全てを行う。代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。
- ④ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑤ 応募企業又は応募グループは特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立し、応募企業又は構成企業の全ては当該会社に対して出資するものとし、出資に対応する本議決権株式の全ての割り当てを受けるものとする。また、代表企業の出資割合は、構成企業において最大であることとする。
- ⑥ SPC への出資を行わない者であって、SPC 又は構成企業から業務を受託し又は請け負

うことを予定している企業(以下「協力企業」という。)が携わる業務について明らかにするものとする。

- ⑦ 参加資格確認書類の提出後から優先交渉権者との事業契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、参加資格確認書類の提出後、事業契約締結までの間で当市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ⑧ 応募企業、構成企業は、他の応募企業又は応募グループの構成企業となることはできない。

(2) 応募者共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、以下の①～⑧を全て満たす者とする。

- ① 当市における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定及びPFI法第9条の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 当市から指名停止処分を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 市税その他の納付義務を完全に履行している者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び業務協力関係にある者と資本関係又は人的関係がない者とする。なお、本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び業務協力関係にある者は、次のとおりである。
 - EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
 - EY 新日本有限責任監査法人
 - 株式会社 NJS
 - 弁護士法人関西法律特許事務所
- ⑧ 優先交渉権者の選定のために設置された学識者を含めた上山市下水道施設包括的管理等事業事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業又は、当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

(3) 代表企業の実績要件

過去5年間に、下水道法(昭和33年法律第79号)(以下「下水道法」という。)に定められた終末処理場の包括的民間委託を元請として3年以上継続し、履行完了した実績を有すること。

(4) 応募企業、構成企業の各業務を実施する者の参加資格要件

応募企業又は構成企業のうち、以下の業務を担当するいずれか1者は、次の資格要件を満たすこと。応募企業又は構成企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合には、複数の業務を実施することを認めるものとする。

1) ストックマネジメント計画作成業務(上山市浄水センター・マンホールポンプ場・公共下水道事業の管路施設)

過去5年間に、下水道法に定められた公共下水道又は流域下水道におけるストックマネジメント計画作成業務を元請として履行完了した実績を有すること。

2) 改築設計業務(上山市浄水センター・マンホールポンプ場)

過去5年間に、処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場において、全体計画日最大汚水量が今回設計対象日最大汚水量(12,600m³/日)の1/2以上である設計を含む業務を元請として履行完了した実績を有すること。なお、本実績には、実施設計業務の履行実績だけでなく、PFI、DBO又はDB方式等における設計業務の履行実績も対象とする。

3) 改築工事業務(上山市浄水センター・マンホールポンプ場)

過去5年間に、全体計画下水量が今回対象計画下水量(12,600m³/日)の1/2以上で、かつ処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場に係る新設・増改築を含む業務(土木・建築工事除く)を元請として受託した実績を有すること。なお、本実績には、実施設計業務の履行実績だけでなく、PFI、DBO又はDB方式等における改築工事の履行実績も対象とする。

4) 運転操作監視業務(上山市浄水センター・マンホールポンプ場・農業集落排水処理施設・中継ポンプ場・合併処理浄化槽)

過去5年間に、処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場に係る運転操作監視業務を元請として履行完了した実績を有すること。

5) 計画的維持管理業務(公共下水道事業の管路施設・農業集落排水事業の管路施設)

過去5年間に、下水道法に定められた下水道管路施設における計画的維持管理業務を元請として履行完了した実績を有すること。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格確認書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当市に速や

かに通知しなければならない。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

本事業における民間事業者の募集及び選定については、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行うものとする。選定委員会は、応募者より提出された提案書類の審査を行い、優先交渉権者を選定する。審査に当たる委員は、決定後速やかに公表する。

(2) 審査手順

審査は参加資格確認と提案内容の評価に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び配点については、募集要項等にて示す。

1) 参加資格確認

参加資格確認では応募者の構成や参加資格要件の充足等について確認する。

2) 提案内容の評価

本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービス対価の金額等について提案を受け、選定委員会による審査を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

当市は、選定委員会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

(4) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は審査講評とともに当市ホームページにて公表する。

(5) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し

当市は、本事業を実施することが適当でない判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、当市はその旨を当市ホームページにて公表する。

(6) 提案書類の取扱い

1) 著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、当市が必要と認めるときには、当市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外

には使用しない。また提出された書類は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

2-6 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

当市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立ち、基本協定を締結するものとする。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、当市は審査で決定された順位にしたがって、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。

(2) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、速やかに SPC を当市内に設立するものとする。なお、事業期間中は、SPC の本社所在地を当市外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、SPC の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために当市と協議を行う。

(4) 事業契約の締結

当市と SPC は、本事業の実施に関する事項を規定する事業契約を締結する。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 リスク分担の考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

当市と民間事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担する。

(2) 本事業で想定されるリスク

当市と民間事業者の基本的なリスク分担は原則として別紙2：リスク分担表によるものとする。

(3) 保険

民間事業者は、本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については当市の確認を得るものとする。

(4) 事業契約の締結後における民間事業者の株式の新規発行及び処分

民間事業者は、株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という。)及び民間事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(以下「本完全無議決権株式」という。)のみを発行することができる。

資金調達機の機動性及び柔軟性を確保するため、民間事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定(以下「処分」と総称する。)について、以下の通り当市は原則として関与しないものとする。他方、民間事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下の通り一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また民間事業者は、会社法(平成17年法律第86号)の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者(以下「本議決権株主」という。)が、自ら保有する本議決権株式を、本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、当市の事前の承認を受ける必要がある。

また民間事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、当市の事前の承認を受ける必要がある。

本議決権株主の譲受人は、基本協定書に定める株主誓約書を、当市に対して提出しなければならない。

3-2 対象業務におけるサービスの水準

民間事業者は事業期間中、当市が要求する水準のサービスを提供することが求められる。本事業で要求するサービスの水準は、要求水準書(案)に示す。

3-3 当市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

民間事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するために、民間事業者によるセルフモニタリングに加え、当市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、当市は、民間事業者に対して改善措置を求めるものとする。なお、民間事業者のみでは改善が見込めず、要求水準の達成が困難と当市が判断する場合には、当市は民間事業者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、民間事業者に求めるものとする。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、募集要項等に示す予定である。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 本事業の所在地等

本事業の対象施設の所在地は、表 4-1 に示すとおりである。詳細については、別紙 3：対象処理区一般平面図に示すとおりである。

表 4-1 主な対象施設の所在地

事業	対象面積	所在地
公共下水道事業	26.58 ha	下水道法第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画に定める区域
農業集落排水事業	11.12 ha	山形県上山市仙石、金生、小穴、石曾根、藤吾、阿弥陀池、細谷、相生、牧野、皆沢、原口、須田坂、樽下、小笹、久保川、大門、菖蒲
浄化槽事業	4.32 ha	薄沢、永野、権現堂、小倉、棚木

4-2 本事業の対象施設の概要

主な対象施設の概要は、表 4-2 に示すとおりである。詳細については別紙 4：対象施設概要・数量内訳に示す通りである。

表 4-2 主な対象施設の概要(令和 7 年 8 月時点)

事業	対象施設	数量	備考
公共下水道事業	上山市浄水センター	1 箇所	
	マンホールポンプ場	21 箇所	
	污水管きよ	約 156km	
	マンホール	5,884 箇所	
	マンホール蓋	5,884 箇所	マンホール数と同値を計上
	公共樹	9,916 箇所	キャップ止めを除く
	取付管	10,130 箇所	
農業集落排水事業	処理施設	6 箇所	
	中継ポンプ場	22 箇所	
	污水管きよ	約 33km	
	マンホール	1,063 箇所	
	マンホール蓋	1,063 箇所	マンホール数と同値を計上
浄化槽事業	浄化槽	201 基	浄化槽市町村整備推進事業施設

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本事業の事業契約の解釈について疑義が生じた場合、当市と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。また事業契約に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに当市又は民間事業者の責任に応じて、必要な措置を講じる。

6-1 民間事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 民間事業者の提供するサービスが事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める民間事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、当市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善措置を求めることができる。また、民間事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、当市は事業契約を解除することができる。
- ② 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、当市は事業契約を解除することができる。
- ③ ①又は②の規定により当市が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、当市は民間事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

6-2 当市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 当市の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、民間事業者は事業契約を解除することができる。
- ② ①の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合は、当市は事業契約の定めるところにより、民間事業者に生じた増加費用を負担する。

6-3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力のほか、当市又は民間事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合は、当市と民間事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、当市及び民間事業者は、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により事業契約が解除された場合に生じる損害についての賠償の措置は、事業契約に定めるところに従う。

6-4 金融機関又は融資団と当市との協議

当市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、民間事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上、税制上の措置に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合は、事業契約の定めに従い、当市及び民間事業者で協議を行うものとする。

7-2 財政上、金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、当市はこれらの支援を民間事業者が受けることができるように努める。

7-3 その他の措置及び支援に関する事項

当市は、民間事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。

8 その他本事業の実施に関し必要な事項

8-1 その他本事業の実施に関し必要な事項

(1) 本事業において使用する言語及び通貨

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(2) 応募に係る費用

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

8-2 問合せ先

上山市 上下水道課

住所：〒999-3192 山形県上山市河崎 1-1-10

電話：023-672-1111

E-mail：gesui@city.kaminoyama.yamagata.jp

当市ホームページアドレス <http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/>

別紙1：サービス対価の支払方法

本事業に係るサービス対価の対象業務及び対象となる費用については、以下のとおりである。

(1) サービス対価の種類

サービス対価の種類	対象業務	対象施設
サービス対価 A	・ 改築工事業務	・ 上山市浄水センター ・ マンホールポンプ場
サービス対価 B	・ 運転操作監視業務 ・ 保守点検業務 ・ 調達管理業務 ・ 情報管理業務 ・ 産業廃棄物等処分業務 ・ 緊急時対応業務 ・ その他の業務	・ 上山市浄水センター ・ マンホールポンプ場 ・ 農業集落排水処理施設 ・ 中継ポンプ場
	・ 耐震補強工事監理業務	・ 上山市浄水センター
	・ 計画的維持管理業務 ・ 産業廃棄物等処分業務 ・ 情報管理業務	・ 公共下水道事業の管路施設 ・ 農業集落排水事業の管路施設
	・ 浄化槽法第 11 条検査 ・ 保守点検業務	・ 合併処理浄化槽
サービス対価 C	・ 改築設計業務 ・ 耐震診断業務 ・ 耐震補強設計業務	・ 上山市浄水センター
	・ スtockマネジメント 計画作成業務	・ 上山市浄水センター ・ マンホールポンプ場 ・ 公共下水道事業の管路施設
サービス対価 D	・ 住民対応等業務	・ 公共下水道事業の管路施設 ・ 農業集落排水事業の管路施設
サービス対価 E1	・ 修繕業務	・ 上山市浄水センター ・ マンホールポンプ場 ・ 農業集落排水処理施設 ・ 中継ポンプ場 ・ 合併処理浄化槽
サービス対価 E2	・ 修繕業務	・ 公共下水道事業の管路施設 ・ 農業集落排水事業の管路施設

(2) 支払方法

サービス対価の種類	支払方法
サービス対価 A	各施設の工区毎について、工事期間中に、毎年度 1 回、出来高の 10 分の 9 以内の額を支払い、残額は各施設の所有権移転・引渡し後に支払いを請求することができる。
サービス対価 B	民間の提案額に基づき、四半期毎に業務対価について支払いを請求することができる。
サービス対価 C	民間の提案額に基づき、業務の完了後に業務対価について支払いを請求することができる。

サービス対価の種類	支払方法
サービス対価 D	当該業務が発生した場合に、四半期毎に業務対価について支払いを請求することができる。
サービス対価 E1	年度ごとの上限額の範囲内で、実際に業務実施に要した額を業務対価として四半期毎に請求することができる。
サービス対価 E2	実際に業務実施に要した額を業務対価として四半期毎に請求することができる。

(3) サービス対価の改定

事業環境が著しく変化し民間事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じてサービス対価の改定を行う。事業環境の著しい変化とは以下に示すものとし詳細については、募集要項等に示す。

- ① 物価が著しく変動し、継続的に民間事業者の負担が増減することが予想される場合。
- ② 法令及び税制等の変更又は当市の計画変更により、民間事業者が負担する費用が著しく増減する場合。

(4) プロフィットシェア

要求水準書(案)に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェアを導入する。詳細は募集要項等に示す。

(5) 改築工事業務に関する留意事項

1) 改築工事業務の実施

民間事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事業務を行う。ただし、当市が必要であると判断したときは、対象施設について当市が改築工事業務を行うことがある。その場合は、民間事業者は、当市に協力するものとする。

2) 改築工事業務を行った施設の所有

当市又は民間事業者が改築工事業務を行った施設は、当市の所有に属するものとする。

3) 改築工事業務の対象

民間事業者は、改築設計業務の設計成果を用いて改築工事業務を実施すること。なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築工事業務は、国庫補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、当市が公益上を理由に必要であると判断したときは、国庫補助金の対象とならない改築工事業務も実施可能とする。

別紙2：リスク分担表

リスクの種類	リスクの概要	当市	民間事業者	
共通	契約締結	当市の帰責事由により契約を締結できない又は契約締結が遅延した場合	○	
		民間事業者の帰責事由により契約を締結できない又は契約締結が遅延した場合		○
	法令等変更	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	○	
		上記以外の法制度の新設、変更等		○
	許認可	当市が取得すべき許認可の遅延に関わるもの	○	
		民間事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの		○
	税制変更	本事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		上記以外の税制度の新設、変更等		○
	第三者損害	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○	
		上記以外で民間事業者の帰責事由によるもの		○
	住民対応	施設の存在自体に起因する反対運動、訴訟、苦情等	○	
		民間事業者の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等		○
	環境	民間事業者の行為に起因する環境問題		○
		上記以外の環境問題	○	
	金利変動	金利変動に係る費用の増減		○
	物価変動	物価変動による費用の増減	○※1	△※1
資金調達	当市で調達する資金	○		
	民間事業者が調達する業務実施に必要な資金		○	

リスクの種類		リスクの概要	当市	民間事業者
	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により、当市及び民間事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○ ^{※2}	△ ^{※2}
	事業の中断	当市の帰責事由による事業の中断等	○	
		民間事業者の帰責事由による事業の中断		○
	情報の漏洩	当市の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
		民間事業者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○
	計画・設計・仕様変更	事業内容、用途の変更等、本市側の事由により計画が変わる場合	○	
民間事業者が立案した更新計画(時期・内容等)に起因して問題が生じた場合			○	
施設整備	測量・調査	当市の帰責事由による測量・調査の不備に伴う費用増加	○	
		民間事業者の帰責事由による測量・調査の不備に伴う費用増加		○
	設計	当市の提示条件の不備・変更による遅延、費用増	○	
		民間事業者の提案内容、判断の不備等による遅延、費用増		○
	工事遅延、工事費等の増大	当市の帰責事由による遅延、工事費等増大	○	
		民間事業者の帰責事由による遅延、工事費等増大		○
	施設の契約不適合	事業開始後に工事を実施した施設の契約不適合		○
国庫補助金	国庫補助金等の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合	○ ^{※3}	△ ^{※3}	
維持管理	水量の変動	施設能力を超えて流入水量が増加した場合	○	
	水質の変動	要求水準書等で設定した範囲を超える流入水質の変動に伴う処理費用の増減	○	
		上記以外の運転維持管理費の増大		○
修繕費の増大	民間事業者の帰責事由により修繕費が増大する場合		○	

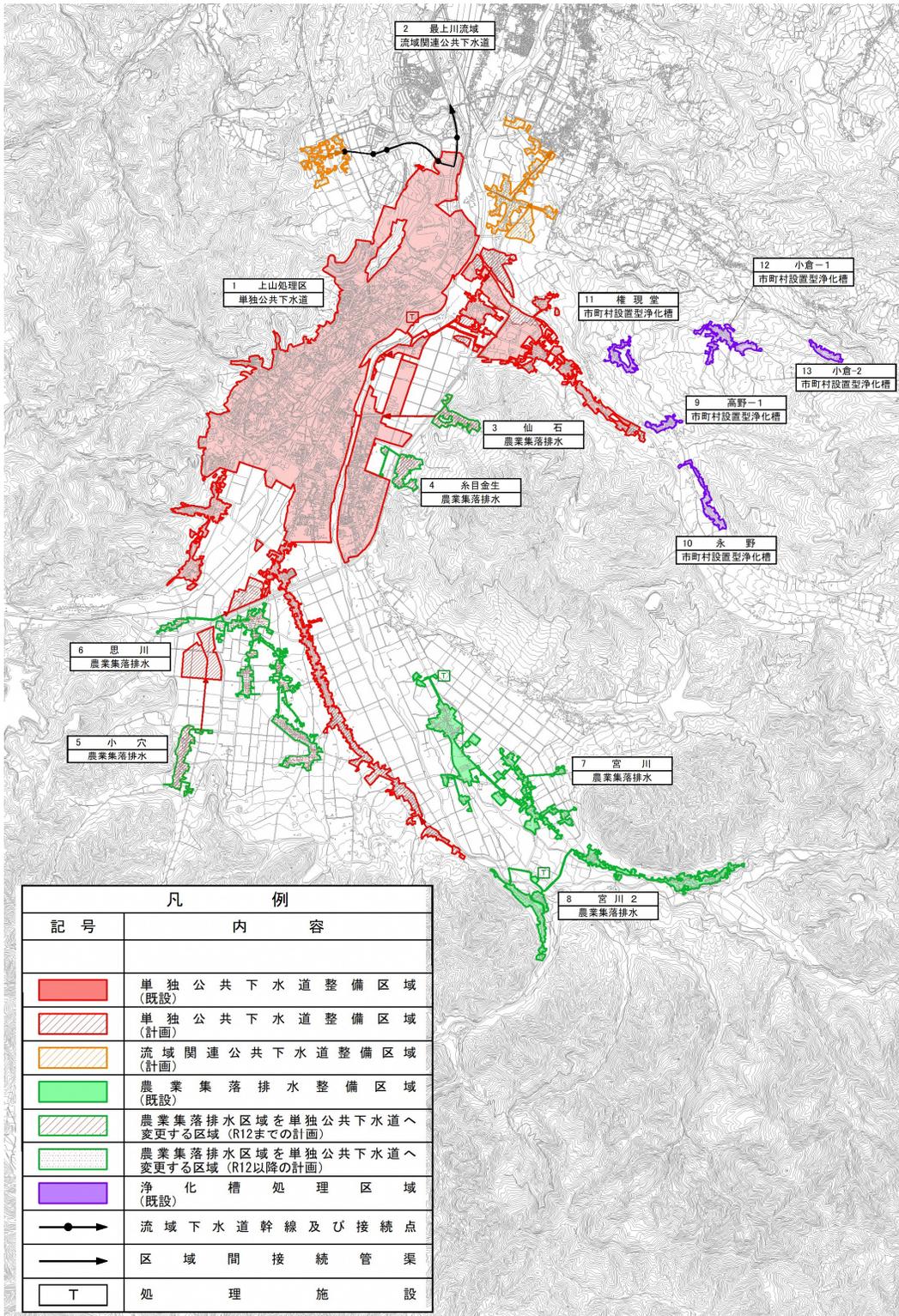
リスクの種類	リスクの概要	当市	民間事業者
	上記以外の修繕費の増大	○	
施設の損傷	民間事業者が適切な運転管理・維持管理を行わなかったことによる施設・設備の損傷		○
	上記以外の施設・設備の損傷	○	
附帯事業	附帯事業の不振・事業計画不履行		○
任意事業	任意事業の不振・事業計画不履行		○
終了手続き	業務終了に伴う諸費用の発生に関するもの		○

※1 物価変動については当市負担とし、一定以上の物価変動の場合にサービス対価の改定を行う。

※2 不可抗力については当市負担とするが、追加費用が一定以下の場合は、民間事業者負担とする。

※3 本市と民間事業者は協議の上、工事計画の見直しなどを行い、交付額に応じた工事の実施を原則とする。

別紙3：対象処理区一般平面図



別紙4：対象施設概要・数量内訳

(1) 上山市浄水センター

- ① 供用開始：昭和56年11月
- ② 所在地：上山市弁天一丁目12-1
- ③ 処理方式：水処理…標準活性汚泥法、汚泥処理…濃縮・消化・脱水
- ④ 処理能力：全体計画…12,600 m³/日(日最大)、現状…12,600 m³/日(日最大)

(2) マンホールポンプ場(公共下水道事業)

施設名	設置場所	仕様
1 北町マンホールポンプ	上山市北町二丁目1154-16地先	φ50×0.150 m ³ /分×0.75kW ×8.0m×2台
2 矢来マンホールポンプ	上山市矢来三丁目7-2地先	φ65×0.200 m ³ /分×0.75kW ×7.0m×2台
3 駅前マンホールポンプ	上山市矢来一丁目7-8地先	φ65×0.200 m ³ /分×0.75kW ×7.0m×2台
4 白鷺マンホールポンプ	上山市北町一丁目2-16地先	φ50×0.200 m ³ /分×0.75kW ×7.0m×2台
5 北町第2マンホールポンプ	上山市北町二丁目1538-3地先	φ50×0.159 m ³ /分×0.75kW ×3.4m×2台
6 金瓶マンホールポンプ	上山市金瓶310-2地先	φ80×0.180 m ³ /分×3.7kW ×17.3m×2台
7 石崎マンホールポンプ	上山市河崎二丁目456-1	φ50×0.110 m ³ /分×0.75kW ×4.5m×2台
8 金谷マンホールポンプ	上山市金谷字金谷神927-1	φ65×0.186 m ³ /分×1.5kW ×10.0m×2台
9 弁天マンホールポンプ	上山市四ツ谷二丁目1-21地先	φ65×0.200 m ³ /分×1.5kW ×7.0m×2台
10 高松マンホールポンプ	上山市高松字南谷地1171-3	φ80×0.180 m ³ /分×1.5kW ×8.0m×2台
11 高松東マンホールポンプ	上山市高松字中道2884	φ50×0.128 m ³ /分×0.75kW ×5.5m×2台
12 皆沢マンホールポンプ	上山市皆沢58-4地先	φ50×0.071 m ³ /分×0.75kW ×4.1m×2台
13 皆沢第2マンホールポンプ	上山市皆沢1342-19地先	φ50×0.071 m ³ /分×0.75kW ×5.9m×2台
14 足ノ口マンホールポンプ	上山市権現堂字北ノ山387-4	φ65×0.159 m ³ /分×0.75kW ×6.7m×2台
15 甲石マンホールポンプ	上山市金谷字甲石471-6	φ65×0.159 m ³ /分×0.75kW ×3.1m×2台
16 石曾根マンホールポンプ	上山市石曾根字家住144-2地先	φ65×0.120 m ³ /分×0.4kW ×4.0m×2台
17 仙石マンホールポンプ	上山市仙石字大免2009地先	φ65×0.246 m ³ /分×0.75kW ×4.6m×2台

施設名	設置場所	仕様
18 湯坂山マンホールポンプ	上山市北町字弁天 1421-43 地先	$\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 11.5\text{m} \times 2 \text{ 台}$
19 新北浦マンホールポンプ	上山市新北浦 8 地先	$\phi 65 \times 0.442 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 7.9\text{m} \times 2 \text{ 台}$
20 みはらしマンホールポンプ	上山市みはらしの丘 74 地先	$\phi 100 \times 1.06 \text{ m}^3/\text{分} \times 11.0\text{kW}$ $\times 24.2\text{m} \times 2 \text{ 台}$
21 産業団地マンホールポンプ	上山市藤吾字太田 2224-1 地先	$\phi 65 \times 0.296 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 8.2\text{m} \times 2 \text{ 台}$

(3) 管路施設(公共下水道事業)

対象施設	数量	備考
管路施設		布設年度：昭和 51 年～ 口径：50-150mm; 19.2%、200mm; 40.4%、 250mm 以上; 40.4% 管種：陶管 0.4%、コンクリート管 43.1%、 塩ビ管 55.3%、ポリエチレン管 1.2%
汚水管きよ	約 156km	
マンホール	5,884 箇所	0～4号マンホール、小口径マンホール、長方形、特1号マンホール、特殊マンホール
マンホール蓋	5,884 箇所	マンホール数と同値を計上
公共枿	9,916 箇所	キャップ止めを除く
取付管	10,130 箇所	

(4) 農業集落排水処理施設

名称	所在地	処理方式	計画 日平均汚水量	供用年
仙石処理施設	上山市仙石字仙石前 532-5	土壌被覆型接触 ばっき方式	86 m ³	昭和 59 年
糸目金生処理 施設	上山市仙石字石橋 854-1	土壌被覆型接触 ばっき方式	132 m ³	昭和 63 年
小穴処理施設	上山市小穴字相ノ原 3458-1	沈殿分離槽前置型 接触ばっき方式	132 m ³	平成 5 年
思川処理施設	上山市藤吾字北浦 1945	流量調整槽前置型嫌気性 ろ床併用接触ばっき方式	408 m ³	平成 8 年
宮川処理施設	上山市牧野字十二神 378-2	流量調整槽前置型嫌気性 ろ床併用接触ばっき方式	386 m ³	平成 11 年
宮川 2 処理 施設	上山市檜下字流町 2572-1	流量調整槽前置型嫌気性 ろ床併用接触ばっき方式	278 m ³	平成 20 年

(5) 中継ポンプ場(農業集落排水事業)

施設名	設置場所	仕様
1	思川地区第 1 中継ポンプ	上山市藤吾字下原 412-3 地先 $\phi 50 \times 0.177 \text{ m}^3/\text{分} \times 4.0\text{m}$ $\times 2$ 台※出力不明
2	思川地区第 2 中継ポンプ	上山市藤吾字北浦 1954 地先 $\phi 50 \times 0.18 \text{ m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m}$ $\times 2$ 台※出力不明
3	宮川地区第 1 中継ポンプ	上山市原口字下原 111 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kW}$ $\times 5.8\text{m} \times 2$ 台
4	宮川地区第 2 中継ポンプ	上山市皆沢字京塚 1010 地先 $\phi 65 \times 0.181 \text{ m}^3/\text{分} \times 3.7\text{kW}$ $\times 15.3\text{m} \times 2$ 台
5	宮川地区第 3 中継ポンプ	上山市牧野字久保 69 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kW}$ $\times 2.5\text{m} \times 2$ 台
6	宮川地区第 4 中継ポンプ	上山市牧野字笠松 13-1 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kW}$ $\times 3.4\text{m} \times 2$ 台
7	宮川 2 地区第 1 中継 No.1 ポンプ	上山市大門 138 地先 $\phi 65 \times 0.301 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 10.0\text{m} \times 1$ 台
	宮川 2 地区第 1 中継 No.2 ポンプ	上山市大門 138 地先 $\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 9.2\text{m} \times 1$ 台
8	宮川 2 地区第 2 中継ポンプ	上山市久保川 88-4 地先 $\phi 65 \times 0.301 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 10.6\text{m} \times 2$ 台
9	宮川 2 地区第 3 中継ポンプ	上山市櫓下 38 地先 $\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kW}$ $\times 5.0\text{m} \times 2$ 台
10	宮川 2 地区第 4 中継ポンプ	上山市櫓下 1759-1 地先 $\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kW}$ $\times 3.1\text{m} \times 2$ 台
11	宮川 2 地区第 5 中継ポンプ	上山市櫓下 19 地先 $\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 9.4\text{m} \times 2$ 台
12	宮川 2 地区第 6 中継ポンプ	上山市櫓下 1238-1 地先 $\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kW}$ $\times 33.4\text{m} \times 2$ 台
13	宮川 2 地区第 7 中継ポンプ	上山市櫓下 58 地先 $\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 7.7\text{m} \times 2$ 台
14	宮川 2 地区第 8 中継ポンプ	上山市櫓下 1693-1 地先 $\phi 65 \times 0.265 \text{ m}^3/\text{分} \times 1.5\text{kW}$ $\times 9.6\text{m} \times 2$ 台
15	宮川 2 地区第 9 中継ポンプ	上山市櫓下 97 地先 $\phi 80 \times 0.471 \text{ m}^3/\text{分} \times 5.5\text{kW}$ $\times 17.0\text{m} \times 2$ 台
16	宮川 2 地区宅内第 1 号ポンプ	上山市大門 70-1 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.4\text{kW}$ $\times 4.2\text{m} \times 2$ 台
17	宮川 2 地区宅内第 2 号ポンプ	上山市大門 64 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.4\text{kW}$ $\times 6.3\text{m} \times 2$ 台
18	宮川 2 地区宅内第 3 号ポンプ	上山市櫓下 1308 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.4\text{kW}$ $\times 6.1\text{m} \times 2$ 台
19	宮川 2 地区宅内第 4 号ポンプ	上山市櫓下 1277 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.4\text{kW}$ $\times 4.4\text{m} \times 2$ 台
20	宮川 2 地区宅内第 5 号ポンプ	上山市櫓下 1233-2 地先 $\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.4\text{kW}$ $\times 4.3\text{m} \times 2$ 台

施設名		設置場所	仕様
21	宮川2地区宅内第6号ポンプ	上山市櫓下114地先	$\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.75\text{kW}$ $\times 10.7\text{m} \times 2$ 台
22	宮川2地区宅内第7号ポンプ	上山市小笹1地先	$\phi 50 \times 0.118 \text{ m}^3/\text{分} \times 0.4\text{kW}$ $\times 5.8\text{m} \times 2$ 台

(6) 管路施設(農業集落排水事業)

対象施設		数量	備考
管路施設	汚水管きよ	約33km	口径：50-150mm;37.6%、200mm；60.9%、 250mm以上；1.5% 管種：コンクリート管 13.4%、塩ビ管 82.7%、 その他 3.9%
	マンホール	1,063箇所	1～3号マンホール、小口径マンホール
	マンホール蓋	1,063箇所	マンホール数と同値を計上

(7) 合併処理浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業施設)

No.	台帳番号	浄化槽設置場所	種類	人槽
1	1	上山市高野字薄沢90	ニッコー(株) NSR-7	7
2	2	上山市小倉字野手倉842の1番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
3	3	上山市永野10	ニッコー(株) NSR-5	5
4	4	上山市高野字塩坪11番地	西原ネオ工業(株) CMC-7	7
5	6	上山市小倉字棚木1166-戊号	西原ネオ工業(株) CMC-7	7
6	7	上山市小倉字野手倉737-3	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
7	8	上山市権現堂字水上65番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
8	9	上山市高野字野手倉1番地	ニッコー(株) NSR-5	5
9	10	上山市永野12番地	ニッコー(株) NSR-5	5
10	11	上山市小倉字植ノ山578-5	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
11	12	上山市小倉字棚木1942番地1	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
12	13	上山市小倉1168番5	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
13	14	上山市小倉1166番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
14	16	上山市高野字薄沢200番地	ニッコー(株) NSR-5	5
15	17	上山市高野字薄沢200番地	ニッコー(株) NSR-5	5
16	18	上山市高野字薄沢83番地	ニッコー(株) NSR-7	7
17	19	上山市小倉57番2	西原ネオ工業(株) CMC-5	5

No.	台帳 番号	浄化槽設置場所	種 類	人槽
18	20	上山市高野字薄沢181番地	ニッコー(株) NSR-5	5
19	21	上山市小倉17番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
20	23	上山市小倉字長シ田1910番地	西原ネオ工業(株) CMC-7	7
21	24	上山市永野28番地	ニッコー(株) NSR-7	7
22	25	上山市永野アザミ原2191-15	ニッコー(株) NSR-5	5
23	27	上山市小倉字小倉30-1番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
24	28	上山市小倉字棚木北山1943番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
25	30	上山市小倉字一ノ堰1633-2	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
26	31	上山市権現堂字潜澤43番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
27	32	上山市権現堂字下廻27番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
28	33	上山市権現堂字水上106-5	西原ネオ工業(株) CMC-7	7
29	34	上山市高野字薄沢303番地	ニッコー(株) NSR-7	7
30	35	上山市永野74番地	ニッコー(株) NSR-7	7
31	36	上山市永野字アザミ原2191-17番地	ニッコー(株) NSR-7	7
32	37	上山市永野80番地	ニッコー(株) NSR-5	5
33	38	上山市永野字アザミ原2191-298番地	ニッコー(株) NSR-5	5
34	39	上山市永野字川原2168-86番地	ニッコー(株) NSR-7	7
35	40	上山市権現堂字潜澤41番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
36	41	上山市小倉字小倉39内2番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
37	42	上山市小倉58番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
38	43	上山市権現堂字潜澤833番地	西原ネオ工業(株) CMC-5	5
39	44	上山市小倉字野中62-1	西原ネオ工業(株) CMC-7	7
40	45	上山市小倉6番	日立化成 KGK2-6	6
41	46	上山市小倉46番4	フジクリーン工業(株) CS-5	5
42	47	上山市権現堂字下廻3番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
43	48	上山市小倉73番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
44	49	上山市権現堂字内定98番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
45	50	上山市小倉1073番	フジクリーン工業(株) CS-5	5

No.	台帳 番号	浄化槽設置場所	種 類	人槽
46	51	上山市永野字ソリメ 1 5 7 番 1	ニッコー(株) NSR-7	7
47	52	上山市永野字アザミ原 2 1 9 1 番 1 9	ニッコー(株) NSR-5	5
48	53	上山市永野 2 1 番	ニッコー(株) NSR-5	5
49	54	上山市高野字薄沢 3 1 6 番	ニッコー(株) NSR-5	5
50	55	上山市小倉字小倉ト新設 7 7 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
51	56	上山市権現堂字地藏堂 7 4 番 7	フジクリーン工業(株) CS-5	5
52	58	上山市永野字町尻 5 5 7 番 2	ニッコー(株) NSR-5	5
53	59	上山市小倉 4 4 番 2	フジクリーン工業(株) CS-7	7
54	60	上山市小倉字坂ノ下 9 7 番 1	フジクリーン工業(株) CS-7	7
55	61	上山市永野 6 5 番	ニッコー(株) NSR-5	5
56	62	上山市権現堂字荒田 6 4 1 番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
57	63	上山市権現堂字内定 8 7 番	フジクリーン工業(株) CS-10	10
58	64	上山市小倉字棚木 1 2 1 8 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
59	65	上山市高野字薄沢 1 8 0 番	ニッコー(株) NSR-7	7
60	66	上山市権現堂字潜沢 5 0 番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
61	67	上山市高野字薄沢 1 9 7 番	ニッコー(株) NSR-7	7
62	68	上山市高野字薄沢 9 9 番	ニッコー(株) NSR-7	7
63	69	上山市小倉字野手倉 8 4 3 番 丙号	フジクリーン工業(株) CS-7	7
64	70	上山市小倉字棚木 1 8 9 3 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
65	72	上山市小倉字小倉 6 6 番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
66	73	上山市高野字薄沢 2 0 5 番 1	ニッコー(株) NSR-7	7
67	74	上山市高野字薄沢 1 9 6 番	ニッコー(株) NSR-5	5
68	75	上山市高野字野手倉 2 2 2 番 2	ニッコー(株) NSR-7	7
69	76	上山市小倉 7 5 番 3	フジクリーン工業(株) CS-5	5
70	77	上山市小倉 7 5 番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
71	78	上山市小倉字一ノ堰 9 0 7 番 5	フジクリーン工業(株) CS-5	5
72	79	上山市小倉 7 4 番	フジクリーン工業(株) CS-10	10
73	80	上山市高野字薄沢 9 7 番	ニッコー(株) NSR-7	7
74	81	上山市権現堂字下廻 1 4 番	フジクリーン工業(株) CS-7	7

No.	台帳 番号	浄化槽設置場所	種 類	人槽
75	82	上山市権現堂字潜沢36番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
76	83	上山市小倉3番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
77	84	上山市権現堂字潜沢32番1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
78	85	上山市永野字ソリメ172番	ニッコー(株) NSR-7	7
79	86	上山市小倉字野手倉1785番2	フジクリーン工業(株) CS-7	7
80	87	上山市小倉字野中1975番4	フジクリーン工業(株) CS-5	5
81	88	上山市小倉59番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
82	89	上山市小倉34番	フジクリーン工業(株) CS-10	10
83	91	上山市小倉字棚木1240番2	フジクリーン工業(株) CS-5	5
84	92	上山市小倉字棚木1152	日立化成 KGF2-6	6
85	93	上山市権現堂113	ニッコー(株) NP-7K	7
86	94	上山市永野13	日立化成 KGK2-8C	8
87	95	上山市永野7	日立化成 KGK2-8C	8
88	96	上山市権現堂字水上66	フジクリーン工業(株) LCII-7	7
89	97	上山市永野17番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
90	98	上山市権現堂字地藏堂74番4	フジクリーン工業(株) CS-10	10
91	99	上山市権現堂字水上63番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
92	100	上山市高野字薄沢21番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
93	101	上山市権現堂字内定85番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
94	102	上山市権現堂字潜沢52番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
95	103	上山市小倉2番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
96	104	上山市権現堂字水上68番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
97	105	上山市高野字薄沢86番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
98	106	上山市小倉1162番1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
99	107	上山市高野字薄沢74番1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
100	108	上山市小倉81番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
101	109	上山市永野71番	フジクリーン工業(株) CS-10	10
102	110	上山市永野6番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
103	111	上山市永野45番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
104	112	上山市小倉字棚木1240番1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
105	113	上山市小倉80番	フジクリーン工業(株) CS-5	5

No.	台帳 番号	浄化槽設置場所	種 類	人槽
106	114	上山市小倉字棚木 1 1 6 0 番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
107	115	上山市小倉字植ノ山 5 7 7 番 2	フジクリーン工業(株) CS-5	5
108	116	上山市小倉字野手倉 1 6 1 5 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
109	117	上山市権現堂字下小屋 1 0 1 8 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
110	118	上山市権現堂字水上 6 4 番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
111	119	上山市永野字アザミ原 2 1 9 1 番 2 3	フジクリーン工業(株) CS-7	7
112	120	上山市小倉字棚木 1 1 6 8 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
113	121	上山市権現堂字潜沢 8 5 0 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
114	122	上山市小倉 7 9 番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
115	123	上山市権現堂字下廻 1 0 番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
116	124	上山市権現堂字西 1 7 7 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
117	125	上山市権現堂字潜沢 4 7 番	フジクリーン工業(株) CS-7	7
118	126	上山市小倉 8 番	フジクリーン工業(株) CS-10	10
119	127	上山市小倉 4 1 番	フジクリーン工業(株) CS-5	5
120	128	上山市小倉 3 8 番 1	フジクリーン工業(株) CS-10	10
121	129	上山市小倉 4 6 番 1	フジクリーン工業(株) CS-5	5
122	130	上山市永野字牧澤 6 9 1 番 2	フジクリーン工業(株) CS-5	5
123	131	上山市小倉字長シ田 1 9 0 0 番地 1	フジクリーン工業(株) LP-7	7
124	132	上山市権現堂字北田 1 7 5 番 地	日立化成 KGF2-8	8
125	133	上山市永野字川原 5 4 9 番地 1	フジクリーン工業(株) CS-7	7
126	134	上山市永野 7 6 番地	フジクリーン工業(株) LCⅡ-8	8
127	135	上山市永野 4 8 番地	ベスト UCZ-8	8
128	136	上山市永野 4 0 番地	フジクリーン工業(株) CS-7	7
129	137	上山市小倉 2 1 番地 1	日立化成 KGK2-8C	8
130	138	上山市小倉 1 1 4 7 番地 1	日立化成 KGK2-10C	10
131	139	上山市小倉 1 1 6 3 番地 1	日立化成 KGK2-7C	7
132	140	上山市権現堂字内定 8 3 番地 3	日立化成 KGR2-7	7
133	141	上山市小倉 1 2 番地 1	ハマネツ KGN2-7	7

No.	台帳 番号	浄化槽設置場所	種 類	人槽
134	142	上山市小倉字長シ田 1 4 0 5 番地	ナショナル MAC-882	8
135	143	上山市高野 2 9 5 番地	日立化成 KGR2-7	7
136	144	上山市小倉字植ノ山 5 6 8 番 地	フジクリーン工業(株) LP-8	8
137	145	上山市永野 5 6	フジクリーン工業(株) CE-5	5
138	146	上山市権現堂字下廻 8	フジクリーン工業(株) CE-5	5
139	147	上山市権現堂字下廻 1 9	フジクリーン工業(株) CE-5	5
140	148	上山市永野 5 0 番 2	フジクリーン工業(株) CE-5	5
141	150	上山市小倉字植ノ山 5 8 8	フジクリーン工業(株) CE-5	5
142	151	上山市小倉 6 8	フジクリーン工業(株) CE-7	7
143	152	上山市権現堂字下廻 6	フジクリーン工業(株) CE-7	7
144	153	上山市永野字川原 2 1 6 8 番 2 0 8	フジクリーン工業(株) CE-5	5
145	154	上山市永野 2 4	フジクリーン工業(株) CE-5	5
146	155	上山市小倉字塩坪 1 3 3 2	フジクリーン工業(株) CE-7	7
147	157	上山市権現堂字潜澤 5 1	フジクリーン工業(株) CE-7	7
148	158	上山市小倉 4 5	フジクリーン工業(株) CE-5	5
149	159	上山市永野字町尻 5 6 2 番乙 号	フジクリーン工業(株) CE-10	10
150	160	上山市永野 3 9	フジクリーン工業(株) CE-5	5
151	161	上山市永野 2 5	フジクリーン工業(株) CE-7	7
152	162	上山市永野 2	フジクリーン工業(株) CE-5	5
153	163	上山市永野 4 6 番 1	フジクリーン工業(株) CE-5	5
154	164	上山市永野 4 1	フジクリーン工業(株) CE-7	7
155	165	上山市永野 1 1	フジクリーン工業(株) CE-5	5
156	166	上山市小倉 1 8 番 1	フジクリーン工業(株) CE-5	5
157	167	上山市永野字堀切 2 2 1 4 番 1	フジクリーン工業(株) CE-5	5
158	168	上山市永野字堀切 2 2 1 4 番 1	フジクリーン工業(株) CE-5	5
159	169	上山市永野字堀切 2 2 1 5 番 1	フジクリーン工業(株) CE-5	5
160	170	上山市小倉 7 6	フジクリーン工業(株) CE-5	5
161	171	上山市小倉字棚木 1 1 3 1 番 3	フジクリーン工業(株) CE-5	5
162	172	上山市高野字塩坪 3	フジクリーン工業(株) CE-5	5

No.	台帳 番号	浄化槽設置場所	種 類	人槽
163	173	上山市小倉字坂ノ下98	フジクリーン工業(株) CE-5	5
164	174	上山市小倉9番1	フジクリーン工業(株) CE-7	7
165	175	上山市小倉字一ノ堰871番1号	フジクリーン工業(株) CE-5	5
166	176	上山市権現堂字潜澤38	フジクリーン工業(株) CE-7	7
167	177	上山市永野字アザミ原2191番338	フジクリーン工業(株) CE-5	5
168	179	上山市小倉1150	フジクリーン工業(株) CE-5	5
169	180	上山市高野字薄沢297番4 (薄沢活性化施設)	日立化成 KGF2-8	8
170	181	上山市高野字薄沢304	日立化成 KGF2-7	7
171	182	上山市小倉36	ダイキ PCH-6	6
172	183	上山市永野字川原584	日立化成 KGK2-6C	6
173	184	上山市永野51番地の1	ダイキ KCH-8N	8
174	185	上山市権現堂42番地	日立化成 KGK2-8C	8
175	186	上山市小倉70番地	日立化成 KGK2-8	8
176	187	上山市権現堂118番地	日立化成 KGK2-8C	8
177	188	上山市永野614番地	日立化成 KGK2-8C	8
178	189	上山市高野字薄沢80番地	フジクリーン工業(株) CS-8	8
179	190	上山市権現堂20番地	ダイキ KCH-6N	6
180	191	上山市小倉1636番地	日立化成 KGK2-6C	6
181	192	上山市小倉20番1	日立化成 KGF2-6	6
182	193	上山市小倉85番地	日立化成 KGK2-8	8
183	194	上山市権現堂846番地	日立化成 KGK2-8C	8
184	195	上山市小倉35	ニッコー(株) NP-7K	7
185	196	上山市権現堂17番地	ダイキ KNH-7	7
186	197	上山市永野63番地	日立ハウステック KGF2-7	7
187	198	上山市権現堂31番地	ダイキ KCH-8N	8
188	199	上山市権現堂15番地	ダイキ KCH-6N	6
189	200	上山市高野字薄沢82番地	日立化成 KGF2-6	6
190	201	上山市小倉49番地	日立化成 KGK2-8C	8
191	202	上山市小倉1番地	日立化成 KGK2-8	8
192	203	上山市権現堂13番地	日立化成 KGK2-8	8
193	204	上山市権現堂89番2	日立化成 KGK2-8C	8
194	205	上山市小倉44番1	ダイキ KCH-8N	8

No.	台帳 番号	浄化槽設置場所	種 類	人槽
195	206	上山市権現堂 1 2	日立化成 KGF2-7	7
196	207	上山市永野 3 8	フジクリーン工業(株) LCⅡ-5	5
197	208	上山市権現堂 5	ベスト UCZ-8	8
198	209	上山市権現堂 8 1	クボタ HC-7	7
199	210	上山市権現堂 5 6	日立 KGK2-6C	6
200	211	上山市永野 4 7	日立化成 KGK2-8C	8
201	212	上山市永野字町尻 5 6 2-3	フジクリーン工業(株) CA-5	5
202	213	上山市権現堂字北田 2 2 6	フジクリーン工業(株) CE-5	5

様式1：実施方針等に関する説明会参加申込書

令和 年 月 日

実施方針等に関する説明会参加申込書

実施方針等に関する説明会について、次のとおり申し込みます。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者名	
担当者の連絡先電話番号	
担当者の連絡先メールアドレス	
参加人数	

- 必要事項をご記入の上、以下提出先まで電子メールにてご提出ください。
- 提出先：上山市上下水道課 gesui@city.kaminoyama.yamagata.jp
- ファイル名は「実施方針等に関する説明会参加申込書_〇〇〇〇(商号及び名称)」
メールタイトルは「【実施方針】説明会参加申込書の提出について」としてください。
- 参加人数は各社2名までとしてください。
- 参加は、本事業への応募に関心のある者に限ります。
- 募集期限 令和7年10月21日(水)17時までとします。

様式2：実施方針等に関する質問及び意見書

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問及び意見書

上山市下水道施設包括的管理等事業の実施方針等について、以下のとおり質問及び意見を提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者名	
担当者の連絡先電話番号	
担当者の連絡先メールアドレス	

	資料名	頁	章	節	項目名	質問及び意見
例	実施方針	5	1	(1)	●●●	●●については△△でしょうか。
1						
2						
3						
4						

※記入欄は必要に応じて追加すること。

- 提出先：上山市上下水道課 gesui@city.kaminoyama.yamagata.jp
- ファイル名は「実施方針等に関する質問及び意見書_〇〇〇〇(商号及び名称)」
メールタイトルは「【実施方針】質問及び意見書の提出について」としてください。
- 質問及び意見の受付は、本事業への応募に関心のある者に限ります。
- 提出期限 令和7年11月7日(金) 正午までとします。